

2環第217号
令和2年6月15日

関 係 各 位

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議
会 長 中 村 時 広
(事務局：愛媛県環境政策課)

夏季の省エネルギーの取組について（通知）

平素から、地球温暖化防止活動の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、夏季の省エネルギーの取組について、別添のとおり経済産業省四国経済産業局長から通知がありましたので、貴団体におかれましても、省エネルギーの取組に御協力いただきますとともに、貴団体会員への周知をお願いいたします。

(お問い合わせ先)

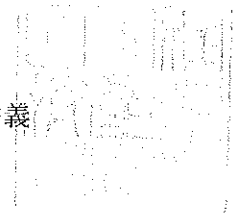
愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議事務局
愛媛県 県民環境部環境局 環境政策課
温暖化対策グループ 主任 大西
電 話 089-912-2349 ファクシミリ 089-912-2344
E-mail kankyou@pref.ehime.lg.jp

20200603 四国第 8 号

令和 2 年 6 月 8 日

関係各位

四国経済産業局長 土橋 秀義



令和 2 年度「夏季の省エネルギーの取組について」の協力について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より経済産業省が行う省エネルギー対策行政の推進に対して、格別の御配慮並びに御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、夏季の省エネルギーの推進のため、令和 2 年 5 月 27 日に開催された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議（書面開催）において、令和 2 年度「夏季の省エネルギーの取組について」が決定されました。

つきましては、夏季の省エネルギーの推進に一層ご協力をお願いいたします。

（参考）経済産業省ホームページ ニュースリリース

「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました

～6 月から 9 月は夏の省エネキャンペーン～

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200527007/20200527007.html>

夏季の省エネルギーの取組について

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200527007/20200527007-1.pdf>

（エネルギー対策課主管）

添付書類

令和 2 年度「夏季の省エネルギーの取組について」の事業者向け抜粋資料

夏季の省エネルギーの取組について ～6月から9月は夏季の省エネキャンペーン～

6月から9月までの期間はエネルギー消費が増加する季節です。
無理のない範囲で省エネに取り組みましょう。



環境キャラクター
「エコくん」

1. 住宅・ビル等関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、エネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの的確な設計及び施工を行うこと。そして、積極的に省エネと再エネを組み合わせ、一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）をはじめとするエコ住宅及び建築物の新築や断熱改修等のエコリフォームに努めること。

住宅、ビル等の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、省エネ性能表示のガイドラインに基づき、エネルギー消費性能を表示するよう努めること〔図1〕。

〔図1〕 ガイドラインに基づく第三者認証の例



また、ダイヤモンドリスponsに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム（BEMS・HEMS等）の導入により、ビルの運用方法、住宅の住まい方の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、省エネルギー診断やESCO事業等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法への見直し等により、省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル〔図2〕、及び米国環境保護庁が定めた国際エネルギースターロゴ〔図3〕の表示、また、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報〔参照1〕等を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、家庭用エアコンディショナー、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、テレビジョン受信機、蛍光灯器具、電気便座の購入に当たっては、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況のみならず、統一省エネルギーラベル[図4]による5段階の省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者（インターネットによる販売等を行う事業者も含む）は、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネルギーラベルの表示により、省エネルギー性能に関するきめ細かな情報提供に努めること。

[参照1] 資源エネルギー庁ホームページ（省エネ型製品情報サイト）
<https://seihinjyoho.go.jp/>

[図2] 省エネルギーラベル（例）



[図3] 国際エネルギースターロゴ



[図4] 統一省エネルギーラベル（例）



③ 機器の効率的な使用

・冷蔵庫に関すること

無駄な開閉を控えるとともに、開閉は手早く行うこと。食品の痛みに注意しつつ、適切な温度設定とすること。放熱スペースの確保のため、周囲と適切な間隔を空けて設置すること。

・照明に関すること

不要な照明はこまめに消灯すること。

・テレビに関すること

部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴するとともに、視聴しない時はこまめに消すこと。

・冷房に関すること

適切な室温管理（冷房の場合は室温28度目安）をすること。エアコンのフィルターは適切に清掃すること。

・調理に関すること

ガスコンロは、炎が鍋底からはみ出さないように調節すること。炊飯器は、タイマーを上手に使うなどにより、なるべく保温時間を短くすること。

・給湯に関すること

シャワーは不必要に流したままにしないこと。

2. 工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

以下に掲げる取組の推進を含め、省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施すること。なお、特定事業者においては、平成28年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」によるSABCの評価も踏まえた取組を行うこと。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

[参照]

～ 事業者クラス分け評価制度 ～

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html

～ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準～

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/190401_handanki_jun.pdf

～ 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針～

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/shishin_kojyo.pdf

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者(年間エネルギー使用量1,500kI以上の工場等設置者)となった場合には、国へエネルギー使用状況届出書の届出を行うこと。

② 自主的な省エネルギーの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2020年及び2030年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にあつては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の業種に属する事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も、使用していないエリアの消灯の徹底や空調における適切な温度管理を含め、自主的・計画的に省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

3. 運輸関係について

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、それぞれ省エネ法の「旅客の輸送

に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」及び「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準」に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者（旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は保有車両トラック200台以上等、荷主は年間輸送量3,000万トンキロ以上）となった場合には、国へ旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は輸送能力届出書、荷主は貨物の輸送量届出書の届出を行うこと。

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時、並びに休暇におけるレジャー等における移動については、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（自分の燃費を把握する、ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICIS及びETC2.0サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努めること。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

① ISO50001の導入検討

PDCAサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギーマネジメントシステム規格（ISO50001）の導入を検討すること。

〔参照〕資源エネルギー庁ホームページ（ISO50001ポータルサイト）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直しにより残業を削減等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③ 地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネルギーの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。